

あぶろうち 災害情報

連合群馬災害対策救援本部ニュース No.3

2011.03.25

連日、災害復興支援に向けた生活節約や節電、住宅や企業の被災によって生活再建に取り組まれている方々、更には、被災地での復興支援に向けて取り組まれている方々に対して敬意を表します。

1. 救援物資が続々到着！

先週からお願いしています救援物資が各産別から続々と寄せられています。

一例として、運輸労連から毛布60枚、自動車総連からタオル46枚・衣類49点、UIゼンセン同盟からタオル65枚など等…。迅速な対応ありがとうございます。

みなさんからいただいた物資は、群馬県と連携して被災地（福島・岩手・宮城県）へ届けます。引き続きご協力をお願いいたします。

提供いただきたい品

未使用の4品目

衣類、靴、毛布、タオル
(バスタオル含)

物資の提供方法

産別・単組、地協で集約し、連合群馬災害対策救援本部まで送付またはご持参下さい。(送料については、ご提供組織でご負担下さい)

締め切り

第1次 3月末日必着

第2次 4月15日必着



届けられた救援物資

2. ボランティアの派遣について

本ニュース No. 1でお伝えしていましたが被災地へのボランティア派遣は、現地での救援物資の仕分けや運搬作業を早ければ4月上旬から行う予定です。

具体的な日程や活動場所などは、現在連合本部が現地へ先遣チームを派遣し、ボランティアの受け入れ体制の整備を行っています。

活動の詳細が決まり次第、ボランティア派遣のお願い文書を発信していきますので、ボランティア派遣のニーズ把握等の準備を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

3. 震災に関わる労働行政情報（雇用調整助成金関係）

東北地方太平洋沖地震被害に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合に雇用調整助成金が利用できます。

【概要】

本助成金は、東北地方太平洋沖地震被害に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合についても利用することができます。また、この場合、雇用の維持に取り組む事業主の皆様をより迅速に支援できるよう、支給要件の緩和も行っています。

（具体的な活用事例）

- 交通手段の途絶えにより、従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出が出来ない、来客が無い等のため事業活動が縮小した場合。
- 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期修復が不可能であり生産量が減少した場合。
- 避難指示など法令上の制限が解除された後においても、風評被害により観光客が減少したり、農産物の売りが減少した場合。
- 計画停電の実施を受けて、事業活動が縮小した場合。

（主な支給要件）

- 最近3ヵ月の生産量、売上高等がその直前の3ヵ月又は前年同期と比べ5%以上減少している雇用保険適用事業所の事業主が対象となります。
- 休業等を実施する場合、都道府県労働局又はハローワークに事前にその計画を届け出る必要がありますので、本助成金を受給しようとする場合は、労働局又はハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省通達 雇用調整助成金より

この件に関するお問い合わせは、連合群馬金子副事務局長までお願いいたします。

4. 中央労金 緊急特別融資制度について

中央労金は、今回の地震によって被災（罹災）された方の災害復旧等に係る資金需要に応えるため、緊急特別融資制度を制定し、取り扱いを開始しました。

詳しい内容のお問い合わせは、最寄りの中央労金各店舗へお願いいたします。

5. 連合群馬・連絡窓口および救援物資送付先

連合群馬災害対策救援本部連絡窓口
連絡先：連合群馬＝電話 027-263-0555 FAX 027-251-0549
e-mail：info@gunma.jtuc-rengo.jp
送付先：〒379-2166 前橋市野中町 361-2

以上